

令和8年6月11日

事業者の皆様

旭川市総務部契約課

### 中東情勢の変化等による単品スライド条項の運用について

中東情勢の変化等による原材料等の価格高騰を受け、旭川市建設工事請負契約約款第25条第5項（単品スライド条項）の運用について、次のとおり取り扱うこととしますのでお知らせします。

#### 1 残工期の取扱い

単品スライドの請求時期は「残工期が2月以上あること」としてありますが、今般の価格高騰に適切に対応するため、残工期が2か月未満となった工事であっても、協議及び必要な手続期間の確保が可能である場合は、弾力的な運用として請求を可能とします。

※ 受注された事業者の皆様においては、事前に工事監督員と作業スケジュール等の確認・調整を行ってください。

#### 2 適用期間

令和8年6月11日から令和9年3月31日まで

※ 既に契約済の工事についても対象となります。

※ 中東情勢の状況に応じて延長する場合があります。

#### 3（参考）単品スライド条項の運用に係る取扱い

[https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/565/578/580/p003784\\_d/fil/28suraido-r4.pdf](https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/565/578/580/p003784_d/fil/28suraido-r4.pdf)